

「特定技能1号」での受入れ分野(14分野)

2020年2月28日現在

分野所管		特定産業分野 受入れ見込数(※)	受入れができる事業者範囲	従事できる業務区分
1	厚生労働省	介護 〔1試験区分〕 60,000人	○介護福祉士国家試験の受験資格要件において介護の実務経験として認められる施設事業者	○身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外
		ビルクリーニング 〔1試験区分〕 37,000人	○建築物衛生法第12条の2第1項第1号の建築物清掃業 第8号の建築物環境衛生総合管理業の登録を受けている事業者	○建築物内部の清掃
3	経済産業省	素形材産業 〔13試験区分〕 21,500人	○2194: 鋳造製造業 ○225 : 鉄素形材製造業 ○235 : 非鉄金属素形材製造業 ○2424: 作業工具製造業 ○2431: 配管工事用附属品製造業 (バルブ、コックを除く) ○245 : 金属素形材製品製造業 ○2465: 金属熱処理業 ○2534: 工業窯炉製造業 ○2592: 弁・同附属品製造業 ○2651: 鋳造装置製造業 ○2691: 金属用金型・同部分品・附属品製造業 ○2692: 非金属用金型・同部分品・附属品製造業 ○2929: その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む) ○3295: 工業用模型製造業	○鋳造 ○鍛造 ○ダイカスト ○機械加工 ○金属プレス加工 ○工場板金 ○めっき ○アルミニウム陽極酸化処理 ○仕上げ ○機械検査 ○機械保全 ○塗装 ○溶接
		産業機械製造業 〔18試験区分〕 5,250人	○2422: 機械刃物製造業 ○248 : ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業 ○25 : はん用機械器具製造業(ただし、2591: 消火器具・消火装置製造業及び素形材産業分野に掲げられた対象業種を除く) ○26 : 生産用機械器具製造業(ただし、素形材産業分野に掲げられた対象業種を除く) ○27 : 業務用機械器具製造業(ただし、以下に掲げられた業種に限る) ○271 : 事務用機械器具製造業 ○272 : サービス用・娯楽用機械器具製造業 ○273 : 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業 ○275 : 光学機械器具・レンズ製造業	○鋳造 ○鍛造 ○ダイカスト ○機械加工 ○金属プレス加工 ○鉄工 ○工場板金 ○めっき ○仕上げ ○機械検査 ○機械保全 ○電子機器組立て ○電気機器組立て ○プリント配線板製造 ○プラスチック成形 ○塗装 ○溶接 ○工業包装
5		電気・電子情報 関連産業 〔13試験区分〕 4,700人	○28 : 電子部品・デバイス・電子回路製造業 ○29 : 電気機械器具製造業(ただし、2922: 内燃機関電装品製造業及び素形材産業分野に掲げられた対象業種を除く) ○30 : 情報通信機械器具製造業	○機械加工 ○金属プレス加工 ○工場板金 ○めっき ○仕上げ ○機械保全 ○電子機器組立て ○電気機器組立て ○プリント配線板製造 ○プラスチック成形 ○塗装 ○溶接 ○工業包装
6	国土交通省	建設 〔18試験区分〕 40,000人	○建設業法第3条の許可を受けており、産業分類「D 建設業」に該当する事業者	○型枠施工 ○左官 ○コンクリート圧送 ○トンネル推進工 ○建設機械施工 ○土工 ○屋根ふき ○電気通信 ○鉄筋施工 ○鉄筋継手 ○内装仕上げ/表装 ○とび ○建築大工 ○配管 ○建築板金 ○保温保冷 ○吹付ウレタン断熱 ○海洋土木工
7		造船・船用工業 〔6試験区分〕 13,000人	○国土交通省が別に定めるところにより「当該特定技能外国人が従事する業務が造船・船用工業分野に属する技能を要する業務である」と確認される事業者	○溶接 ○塗装 ○鉄工 ○仕上げ ○機械加工 ○電気機器組立て
8		自動車整備 〔1試験区分〕 7,000人	○891 : 自動車整備業 ○道路運送車両法第78条第1項に基づく、地方運輸局長の認証を受けた事業場の事業者	○自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備
9		航空 〔2試験区分〕 2,200人	○空港監理者により空港管理規則に基づく当該空港における営業の承認等を受けた事業者若しくは航空運送事業者又は航空法に基づき国土交通大臣の認定を受けた航空機整備等に係る事業場を有する事業者若しくは当該事業者から業務の委託を受ける事業者	○空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ○航空機整備(機体、装備品等の整備業務等)
10		宿泊 〔1試験区分〕 22,000人	○751 : 旅館、ホテル ○759 : その他の宿泊業 ○旅館業法第2条第2項に規定する「旅館・ホテル営業」の許可を受けた事業者であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風俗営業法)第2条第6項第4号に規定する「施設」に該当しない事業	○フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供
11	農林水産省	農業 〔2試験区分〕 36,500人	○産業分類「01 農業」に該当する事業者及び当該事業者を構成員とする団体	○耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ○畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)
12		漁業 〔2試験区分〕 9,000人	○03 : 漁業(水産養殖業を除く) ○04 : 水産養殖業	○漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ○養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等)
13		飲食料品製造業 〔1試験区分〕 34,000人	○09 : 食料品製造業 ○101 : 清涼飲料製造業 ○103 : 茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く) ○104 : 製氷業 ○5861: 菓子小売業(製造小売) ○5863: パン小売業(製造小売) ○5897: 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業	○飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生)
14		外食業 〔1試験区分〕 53,000人	○76 : 飲食店 ○77 : 持ち帰り・配達飲食サービス業	○外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)

※特定産業分野に係る分野別運用方針に記載する2018年12月25日から向こう5年間の受入れ見込数については、大きな経済情勢の変化が生じない限り、「特定技能1号」の在留資格をもって在留する外国人受入れの上限として運用する(合計: 345、150人)